工具器具備品　1～20年
船　　舶　5～14年
車両運搬具　4～6年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（3～5年）に基づいている。

3．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4．返還免除引当金の計上基準

将来の看護学生奨学金及び看護職員の就職支度金の返還免除による損失に備えるため、返還免除の実績率により回収不能見込額を計上している。

5．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため賞与引当金は計上しない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

6．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しない。

但し、運営費交付金により財源措置がなされない教職員については退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額により計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第86第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

7．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

8．たな卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品及び診療材料

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

但し、当分の間、評価方法は最終仕入原価法による。

貯蔵品

評価基準　原価法

評価方法　最終仕入原価法

9．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料等を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

0.560%（平成25年3月29日における10年もの国債の利回り（10年国債（新発債）の利回り））で計算している。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

また、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおりである。

⑴　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　52,992千円

⑵　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　510,412千円

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

Ⅱ．注記事項

1．財務諸表全般

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

但し、損失の処理に関する書類（案）については、円単位で表示している。

2．貸借対照表関係

⑴　運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額		10,995,693千円
⑵　当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額		773,924千円
⑶　保証債務の金額		2,991,925千円
⑷　担保に供している資産	土地	11,074,512千円
	建物	15,702,095千円
上記に対応する債務残高		22,812,766千円

⑸　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担金を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	8,546,450千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	6,435,871千円
当期総利益に与える影響額（差引き）	2,110,578千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　719,246千円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　317,656千円

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　268,311千円

3．損益計算書関係

当期総損失のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	1,236,650千円
当該借入金により取得した資産の減価償却額	1,965,951千円
当期総損失に与える影響額（差引き）	△ 729,301千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する

資産見返物品受贈額戻入額　2,709千円